

調査資料Ⅱ－10

1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	相談支援センターF	
所在地	人口：38万人（基幹相談支援センターを設置する地方都市）	
開設年月	平成8年10月開設（障害児（者）地域療育等支援事業の受託から）	
指定内容	指定障害児相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）	
委託状況	市町村からの委託あり → 1市	
受託事業	障害者相談支援事業（市町村委託）、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）、障害児等療育支援事業、障害者就業・生活支援センター事業	
運営主体	社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	
従業者の状況	1. 管理者 → 常勤1名（うち兼務1名〔障害児入所施設の管理者〕） 2. 相談支援専門員 → 常勤3名（うち兼務1名）、非常勤2名（うち兼務0名） 3. その他の職員 → 常勤1名（うち兼務1名）	
事業者の設置状況	独立した事務所を構えて運営 → 賃貸物件を使用	
	併設事業	その他（相談支援に関する受託事業を同一事務所で運営）

2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	事業者を設置する単一市区町村 → ただし実施地域を超えた相談対応あり
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→ 対象総数 2,243名 1. 障害児支援利用計画 → 440名 2. サービス等利用計画 → 1,803名
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。→ 対象総数に対し1,120名 1. 障害児支援利用計画 → 175名 2. サービス等利用計画 → 945名
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者16箇所、相談支援専門員32名

3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開所日	月曜～金曜日、および祝祭日の9時00分～18時00分	
	休業日	土曜日、日曜日	
2) 時間外の受付方法	相談支援専門員の業務用携帯電話、FAX受信およびメール受信（受信のみ）		
	時間外受付の対応	相談支援の管理者と常勤職員	

4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

<p>児童入所施設（知的障害児）を設立母体とし、児童発達支援事業等の障害児支援を実施する法人。</p> <p>障害児（者）地域療育等支援事業の受託以降、障害児相談支援に取り組んでいる。事業者所在市より、発達障害を対象とした委託相談支援事業を受託しており、中心的職員については心理職を配置することされており臨床発達心理士を配置している。同一事務所を就業・生活支援センターと共同運用していることから、成人期の就業生活に関する情報共有が可能。</p> <p>市内には他に5箇所の委託相談支援事業者があり、連携しながら自立支援協議会の関係部会にも関与している。また、同市では基幹相談支援センターが24年度より設置されているが、機関・委託・指定の各相談支援の役割分担が曖昧なまま今日に至っている。</p>

	相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について(相談支援事業者以外を含む)
	基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> 相談を受けても、計画相談の予定が続いてすぐに対応できないことがある。 関係機関からつながってくるケースが多い。 電話での問い合わせのみや匿名での相談もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の思いと子どもの発達にあわせて調整して行くのが大変。 初めて計画作成する場合はほとんどであり、これまで相談支援事業者の存在を知らないことが多いため、その説明が難しい。 初回面談の際には、必ず保護者と子どもと同時で面談を行うが、子どもの集中力を考えると長くて1時間半が限度であり、契約とアセスメントの日をわけて行う必要があることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本相談、計画相談どちらにおいても定期的な依頼があるわけではないため、予定を組むことが難しい。計画相談に追われ、基本相談にすぐに対応できないときがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修に積極的に参加したり、事業者内でも人材育成にかけると時間がかからない。 障害児相談支援について、対応出来るスタッフが確保することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 療育支援事業とは意味合いが異なると感じている。大きな組織として関わることが多い。 障害児相談支援の課題は別問題として、分けられてしまうことが多い。
	<ul style="list-style-type: none"> 母の思いを尊重しながら時間をかけて対応する。 主訴を聞きながら、本来の問題点、課題が整理できるよう丁寧なアセスメントを心掛けている。 「障害」という言葉はなるべく使わない。 保護者の障害に対する受け止めの度合いに配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の思いを話しつつも要望だけにならないように気を付けている。 初回の面談の際には必ず保護者と子どもと同時で様子を伺うようにしている。 信頼関係が構築できるように話しかけ方や接し方などに気を配っている。 「障害」という言葉をなるべく使わない。 保護者の思い、現状に共感しつつも、将来的な生活を見据えて計画作成が行えるよう、大人の生活に関わる相談員との情報交換を大切に、より広い視野を持てるように心がけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども、家族にとっても一番メリットがある提案をしている。 将来のビジョンが持てるような情報提供なども随時おこなっている。 就業・生活支援センター、障害児等療育支援事業、委託相談支援、計画相談を同一事務所運営することにより、児童期の発達支援・家族支援から、成人期の就労・生活支援までトータルで対応できるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害児相談支援については、相談だけでなく、現場の経験があること、療育的知識があることなどを重視し、保護者の子育てにおいて、多面から提案ができるスタッフを配置している。 市から発達障害児者を対象とした委託相談支援事業を受けようとしていることから、計画相談による収入と合わせて一人職場として相談支援専門員が孤立しないよう、複数配置の配慮をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の思いや発達段階による関わり方、目標設定の違いについて意識しながら対応している。
特徴、大切にしていること					

<p>指定障害児相談支援ができて、良くなった点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者同士の情報でサービスを使っていたり、ある子に比べての医師の意見が他の子にも広がっていたり、その子と一緒に考える機会ができた。 サービスの使い方について保護者と整理することができた。 将来を見据えた支援と一緒に考えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関に出向く機会が増えた。 一つの機関で抱え込まずに問題を共有し、対応出来るようになったこと。 地域に不足しているサービスの内容がみえてくる。 サービスの利用の仕方について、保護者とじっくり時間をかけて話ができる時間が増えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で障害児相談支援事業の指定を受けているところはあがるが、子どもや家族の育歴に配慮したアセスメントができる事業者が少ない。それ故に、当事者に子どもの相談が集まりやすく、通常の労働時間内で職員が帰れないことが増えている。 初期面談やモニタリングのため、計画を立てて家庭訪問や面会日を設定しているが、多くのケースに対応することが求められることから、新規の相談で緊急度の高い相談があったり、即応できない現状がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 大人の相談支援事業者に児のサービスや問題などを知らせてもらうことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージごとで課題の整理がしやすくなった。 	<p>課題と感じている点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校関係との連携が難しい。協力を得られにくい場合がある。 外国籍の場合、状況がつかみにくい、行政に通訳を依頼したとしても調整が難しく、規制が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 数が多いため、療育機関のみ通っている子にまで必要なのかわるか。複数の関係者によって負担ではないか。 日中活動の中心となる保育園や学校などメインとなる機関とどう連携して行くか。 福祉以外の機関に周知されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害児の計画相談では、成人の計画以上に相談員によっての支援の仕方にばらつきがある。 成人期支援を得意とする相談支援専門員が子どもの相談を行おうとしても、直近の課題を探ることに執着してしまっている。今日までに至る家族の育歴や子どもの生育歴を踏まえて密度の濃いアセスメントが見越した計画を作るためには、継続的な研修プログラムや実践的な研修プログラムの蓄積がないと、障害児相談に応じる人材は育たないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児期からの縦の支援をいかにつないでいくか。 学校や保育園、市役所の関係部署でも、障害児相談支援の成立と、計画の重要性が周知されていないように感じる。 特に特別支援学校は、計画相談ができたことにより、進路指導に相当する卒業後の進路について、相談支援事業者に依存する傾向があり、協働して計画を描く体制に至っていない。公的認知があっても現場レベルでは充分認識していないようである。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援事業よりもより個において対応することができる。 個で相談を聞くなかで、体制における課題がみえてくる。
-----------------------------	---	--	--	---	--	------------------	--	---	---	--	---

調査資料Ⅱ－１１

1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	相談支援事業者 ○○○	
所在地	人口：53万6千人（中核市）	
開設年月	平成8年10月開設（相談支援事業者の前身である障害等療育支援事業の開始）	
指定内容	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業、指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）	
委託状況	市町村からの委託あり → 1市	
受託事業	障害者相談支援事業（市町村委託）、基幹相談支援センター等機能強化事業（一部）、障害児等療育支援事業、子育て支援拠点事業	
運営主体	社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	
従業員の状況	1. 管理者 → 常勤1名（うち兼務1名） 2. 相談支援専門員 → 常勤4名（うち兼務0名） 3. その他の職員 → 常勤3名（うち兼務0名）、非常勤2名（うち兼務0名）	
事業者の設置状況	法人が経営する障害福祉サービス事業者等に併設	
	併設事業	福祉型児童発達支援センター、保育所等訪問支援、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、地域活動支援センター

2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	事業者を設置する単一市区町村
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→対象総数 3,480名 1. 障害児支援利用計画 → 653名 2. サービス等利用計画 → 2,827名
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。→ 対象総数に対し 919名 1. 障害児支援利用計画 → 144名 2. サービス等利用計画 → 775名
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者 8箇所、相談支援専門員 13名

3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開所日	月曜～金曜日の8時35分～17時20分
	休業日	祝祭日、土・日曜日、年末年始
2) 時間外の受付方法	相談支援専門員の業務用携帯電話	
	時間外受付の対応	事務所不在時は携帯電話に転送して対応。1週間の当番制で携帯電話を所持

4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

<p>公立直営の児童発達支援センターと多機能に展開する事業団運営の成人施設が一体となった通園センターである。障害児等療育支援事業の実施施設として従来より相談支援業務を展開してきており、制度変更に応じて相談支援事業者を立ち上げた。平成25年度からは、中立・公平性を担保するため、センターから分離独立する形で事務所を移転して運営している。母体となるセンターと連携を密にしながら、乳幼児期から成人期まで、また、知的障害、肢体不自由（身体障害）から重症心身障害児者までを対象に計画作成を実施している。</p> <p>医療機関を併せ持つ公立の療育センターとして専門職を配置し、障害児の診断から療育までを担っており、市内の保育所や教育相談機関、従来の児童デイサービス等とも連携体制を整備してきたことから、相談支援業務についても当事業者に一極集中してきた歴史がある。今後は、新しく事業を開始している他の相談支援事業者や児童発達支援事業を含めて市内のネットワーク体制を再構築し、大きく変化した障害児支援の制度やサービス、障害児相談支援事業などについて関連分野の機関、当事者へ対してもわかりやすく周知していく必要がある。</p>

現 状	相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について(相談支援事業者以外を含む)
	基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保	
<p>特徴、大切にしていること</p>	<p>当相談支援事業者は、公立専門療育機関(現:児童発達支援センター)の相談部門から始まり、障害者自立支援法施行時に相談支援事業者として法人内で設立。平成25年度より分館・独立して市内の保健センター内に移転した。</p> <p>・障害児の相談は、医療機関、保健センター、保育所、学校現場などでの気づきをきっかけに、相談支援または療育機関を利用する流れとなっている。</p> <p>・当相談支援事業者は、子育て支援拠点事業を受託して、診断を希望する前段階の発達的气氛になる子の相談窓口を併設運営している。ここで相談するすべて計画相談とは別の基本相談業務に当たる内容である。</p> <p>*平成24年度 新規相談件数…194件 来所延べ件数…2337件</p>	<p>計画相談の種類は、行政、児童発達支援センターを通じて入ることが多いが、最近では保護者から直接入ることが増えつつある。</p> <p>・平成24年度は作成対象を幼児のみにして開始したが、今年度より学齢児にも対象を広げて作成している。</p> <p>・モニタリングは、児童発達支援事業者ごとに各月の訪問担当を決め、該当事業者の利用児についてまとめて様子を確認する方法を取っている。</p> <p>・公立の専門療育機関が医療機関も併せ持ち、診断を含めて療育機能の提供、障害児等療育支援事業を実施してきた歴史的背景より、同一センター内の当相談支援事業者が障害児の相談支援及び計画作成の大部分を担っている。</p> <p>・市内の対象児:653名 ・平成25年9月末現在の作成数:144名 ・内、当相談支援事業者の作成数:134名</p>	<p>当相談支援事業者は相談支援専門員6名のうち2名が障害児相談支援事業を主に担当している。残り4名のうち2名は必要に応じて児童の相談、計画作成も担当。</p> <p>・児童発達支援センターは原則4月で始まり、3月で終了するサイクルであり、80名前後の利用計画を2月～3月に集中して作成することになる。</p>	<p>障害児の相談支援を主として担当する2名の相談支援専門員は、元・障害児療育に携わっていた保育士である。また、パート勤務である2名も、公立の保育所で保育士として勤務した経験がある者1名、児から者までの相談支援に従事していた者1名。いずれも、直接子どもとの発達支援や相談支援の経験がある者を配置している。</p> <p>一方で、成人期の障害者支援にしか携わったことがない者にとっては、発達のアセスメントが難しく、就学指導や児童特有の福祉制度、地域の保育所事情などの知識、情報が乏しい。</p>	<p>市内の相談支援事業者(11か所)のうち、精神科医療法人を母体とする2カ所、知的障害児相談支援事業の指定を受けている(8か所)。</p> <p>・公立の児童発達支援センター福祉型2か所(診療所を併設しており、肢体不自由児の通園も可、総定員は70名)。障害児等療育支援事業及び県の拠点施設事業も実施。・新規の受診希望が多く、4～5か月先の予約待ち状態が常態化している。</p> <p>・児童発達支援事業者は5か所。 ・放課後等デイサービスはここ1年で新規参加が増え、13か所。保育所等訪問支援事業実施は2か所。 ・幼児期については、保健センターなどから児童発達支援センターの相談部門(独立の相談支援事業者を含む)、学齢期については、学校から教育相談機関、さらに児童発達支援センターへと相談受付の流れが確認されている。</p>
	<p>保護者や事業者の意向に偏ることなく、児を中心にいた支援の方向性を見失わないように気を付けている。</p> <p>・児の発達特性やニーズに応じたサービスや事業者を利用して下さるよう両者のマッチングを丁寧に検討している。</p> <p>・サービスマッチングだけでなく家族の生活全体を考えた計画を作成する。</p>	<p>法人内の児童発達支援センターとは日々密に連携しているが、個人情報ややり取りに関しては、必ず保護者の同意を得るなど、中立・公平性・透明性については注意している。</p> <p>・必要に応じて、保健師や児童発達支援事業者、行政と連携する関係を作っている。</p>	<p>事業者のスタッフは、相談支援専門員だけでなく、各ケースへの対応についても日々の業務のなかで話し合える雰囲気を作っている。</p>	<p>当市では「障害児支援利用計画」ではなく、「児童発達支援計画」とし、受給者証も「児童発達支援受給者証」「児童相談支援給付費」など、「障害児」という表記を使用していない。診断の有無に関わらず、児童の発達支援を利用できる流れを構築している。</p>	

<p>指定障害児相談支援ができて、良くなった点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成及びモニタリングを通じて相談支援事業者の連携が密になった。 利用計画を共有すること、モニタリングの実施によって、各児のサービス利用経過を継続して確認し、保護者や事業者の相談にタイムリーに対応できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター内の相談支援事業者以外にも障害児の相談支援事業者が増えた。 児童発達支援と居宅介護支援など障害福祉サービスを合わせて利用する場合のコーディネートを提供しやすくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害児相談支援事業の開始に合わせ、児童発達支援センターから分離・独立を図ること、中立的・公平性を担保する体制の土台ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 当事業者は児童、成人バランズよく対応しているの、成人しか経験のない相談支援員も、逆に、児童しか経験のなかった相談支援員も対象を広げていくことができてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の診断有無にかかわらず相談を受け、個別に丁寧に対応しながらサービスの利用等の支援につなげていくことができるようになった。 保護者からの将来に対する不安や進路の悩みなどについて、成人期を知る相談支援専門員が、ライフステージを踏まえた助言をする機会が増えている。それに並行して、障害児相談支援事業者が児童領域だけでなく、成人期の関係機関ともネットワークが出来て行くことが課題でもある。
<p>課題と感じている点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の意向と相談支援専門員が考える方向性が一致しない場合がある。 児の発達アセスメントができる相談支援専門員が少ない。 計画作成に追われて、じっくりと関わらなければならない場面も時間的に取ることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校との連携、個別の教育支援計画との連携。 個人情報取り扱いに関する事業者間の差異。 サービス担当者会議を開催できていないケースが多い。 サポートブックなどの活用による成人期までのライフステージをつなぐ支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 公立の児童発達支援センターが専門療育機能の全般を担って来たため、計画相談業務もセンター内の組織である相談事業者がほぼ全ケースを担当してきた。今後は、新しく参入してきた相談支援事業者との連携や、他の相談支援事業者で計画作成したケースの連携方法について体制整備をしていく必要がある。 行政に障害児支援利用計画の内容を評価できる人材が少ない。 これまでに構築されてきた障害児支援体制に障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業など新たにできた支援の形を組み込んでいくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 当相談支援事業者は、子育て支援の枠組みとして子育て支援拠点事業を併設し、発達が気になる子どもたちの相談支援を展開しているが、計画相談の業務量が増大するに伴い自由に来所できる仕組みの継続が課題となってきた。 子どもの相談支援はサービス利用につながらない相談が多く、保護者の相談も複雑で時間を要するが、委託を受けない相談支援事業者が基本相談に対応できる余裕がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の子どもたちや療育の現場を知る機会、研修の提供。 障害児支援の制度を知ることだけでなく、子育て全般の支援施策、制度、サービスを学ぶこと。 OJTやスーパーバイズが受けられる体制。

調査資料Ⅱ－１２

1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報

事業者名	〇〇療育センター	
所在地	人口：150万8千人（政令市）	
開設年月	平成14年 4月 開設	
指定内容	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業	
委託状況	市町村からの委託あり → 1市（担当エリアは2区）	
受託事業	障害者相談支援事業（市町村委託）、障害児等療育支援事業	
運営主体	社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	
従業者の状況	1. 管理者 → 常勤1名（うち兼務1名） 2. 相談支援専門員 → 常勤3名（うち兼務0名） 3. その他の職員 → 常勤0名（うち兼務0名）	
事業者の設置状況	法人が経営する障害福祉サービス事業者等に併設	
	併設事業	児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、日中一時支援

2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状

事業実施地域	事業者を設置する単一市町村 → うち2区（人口41万3千人）	
計画作成の対象者	通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→対象総数（未確認） 1. 障害児支援利用計画 → 130名 2. サービス等利用計画 →（未確認）	
計画作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。 → 対象総数に対し（未確認） 1. 障害児支援利用計画 → 46名 2. サービス等利用計画 → 2名	
障害児相談体制	事業実施地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者1箇所、相談支援専門員3名	

3. 貴事業者の相談支援の実施状況

1) 開所時間	開 所 日	月曜～金曜日の8時45分～17時15分	
	休 業 日	祝祭日、土・日曜日、年末休暇、年始休暇	
2) 時間外の受付方法	時間外の受付はしない		
	時間外受付の対応	なし	

4. 当該事業者の特徴（調査員所感）

<p>市内3ヶ所の療育センターの一つ。児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業、日中一時支援事業を併設。委託障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業を実施。児童発達支援センターに付随する障害児相談支援事業者として位置づけられている。</p> <p>現在3ヶ所の療育センターが、市内7区を3エリアに分けて障害児相談支援事業の計画相談を担っている。障害児に特化した中核的な療育機関であることから、子どもの相談には歴史とスキルがある。しかし、市の方針で今後も児童発達支援センターでのみ障害児相談支援を行うことになっており、量的や人員が対象者数とマッチングするのか課題の残るところである。</p> <p>また、自らの児童発達支援センター利用の計画相談を中心としているため、中立公正に課題を残す。</p>
--

	相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について(相談支援事業者以外を含む)
	基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談を中心に行っており、基本相談については併設診療所のソーシャルワーカーが担う体制になっている。 相談支援専門員直接の相談は電話相談が中心であるが十分に対応できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当エリアの通所支援に特化して行っている。モニタリングは1回/年以上という支給決定となっており、必要に応じて自由に行うことができるし、変更申請などの必要もない。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人全体のバランスで人事されておき、正規職配置も難しい状況。そんななかでも大学教員などと年間を通じた協力を得てスパービジョンが行える体制を確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健行政(保健師)との定期的連絡会を実施している。自立支援協議会を区ごとに設置して活動している。 	
特徴、大切にしていること		<ul style="list-style-type: none"> 親の意向と子どもの課題を十分に押えながら優先順位を決めて計画を立てるよう心がけている 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員としてできるだけ長く仕事が続けられるよう人事面で可能な限り配慮している。 		
指定障害児相談支援ができて、良くなった点	<ul style="list-style-type: none"> 母親(家族)想いを聞ける機会が増えた。単に通所支援に関わる聞き取りだけではなく、家庭生活や日常など多面的な情報から計画を立てることができ、個別支援計画にも大きく反映されるようになった。家庭生活や子育ての方針や考え方が見えるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの相談に若干スボットが当たり始め、自立支援協議会の専門部会として子ども部会の立ちあげが進んでいる。 	
課題と感じている点	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談がはじまったことで基本相談に関わるような相談も増加しているように思う。しかし、計画相談作成に追われ基本相談が置き去りになってしまふ。 行政は基本相談の重要性を認知していない。計画相談の数にはかり拘る。 	<ul style="list-style-type: none"> 件数に追われるため、丁寧に支援することができない。 報酬が低く、とても増員を要求できない。 自らの併設施設への通所を中心に行っているため、客観的に評価ができない。 受給者証から「障がい児」の表記を削除できず、利用者によっては抵抗を示す方がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 併設施設から離れ、独立した事業者を目指したいが運営費など全く目途が立たない。 計画相談の件数上限も示されず、この先何人の相談員を配置すべきなのか、行政とのすり合わせが出来ないままである。単純に計算しても事業者数が増加しない限り、成り立たないのではないかと。 児童発達支援センター付の障害児相談支援事業者のみで今後特定相談支援事業者の参入は見込めない。よって中立的公正も担保される見込みがない。 	<ul style="list-style-type: none"> OJTが重要となるが、定期的な人事異動で人材が育成しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害児相談支援事業の事業認知が低い。 児童発達支援センター付事業者3ヶ所が行っており、保育所等訪問支援、障害児等療育支援の両事業も併設している。エリアの住み分けは行っているが、事業の使い分けなどのコンセンサスはない。

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業「障害児通所支援の今後の在り方に関する調査研究」
 ≪障害児相談支援・事業者調査表≫

※以下の回答にあたっては、平成25年10月1日を基準日としてご記入ください。
 ※回答に困る箇所については、ヒアリングの際に調査員にお尋ねください。

1. 障害児相談支援事業者または担当部署の基本情報について

1)事業者名	
2)所在地	都道府県 区市町村 (人口: 万 千人)
3)開設年月	平成()年()月開設 ※障害児相談支援の指定以前から相談支援を実施している場合は、その開始年月日を記入。
4)指定内容	1. 行政機関(市町村直営) 2. 指定障害児相談支援事業 3. 指定特定相談支援事業 4. 指定一般相談支援事業 (地域移行支援・地域定着支援)
5)委託状況	市町村からの委託について → 1. 委託なし 2. 委託あり → ()市()区()町()村
6)受託事業 (上記で委託ありと回答した事業者のみ)	1. 障害者相談支援事業(市町村委託) 2. 基幹相談支援センター等機能強化事業 3. 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) 4. 地域活動支援センター機能強化事業 5. 発達障害者支援センター運営事業 6. 障害児支援体制整備事業 7. 巡回支援専門員整備事業 8. 障害者就業・生活支援センター事業 9. 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 10. 障害児等療育支援事業 11. その他 []
7)運営主体	1. 都道府県 2. 地区町村 3. 広域連合・一部事務組合 4. 社会福祉協議会 5. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) 6. 医療法人 7. 一般社団法人・一般財団法人 8. 公益社団法人・公益財団法人 9. 特定非営利活動法人(NPO) 10. 営利法人(株式・合名・合資・合同 会社) 11. その他の法人 []
8)従業員の状況	1. 管理者 → ア. 常 勤 → [A.専従、 B.兼務 → 兼務内容()] イ. 非常勤 → [A.専従、 B.兼務 → 兼務内容()] 2. 相談支援専門員 → ア. 常 勤()名 [うち専従()名、兼務()名] イ. 非常勤()名 [うち専従()名、兼務()名] 3. その他の職員 → ア. 常 勤()名 [うち専従()名、兼務()名] イ. 非常勤()名 [うち専従()名、兼務()名] → ※業務内容を記入 []
9)事業者の設置状況	1. 独立した事務所を構えて運営 → (ア. 賃貸物件を使用 イ. 法人所有物件を使用 ウ. その他) 2. 法人が経営する障害福祉サービス事業者等に併設 → ※以下の「9)併設事業」に回答
10)併設事業者 (上記で「事業者」に併設と回答した事業者のみ)	1. 福祉型児童発達支援センター 2. 医療型児童発達支援センター 3. 児童発達支援事業 4. 放課後等デイサービス事業 5. 保育所等訪問支援事業 6. 福祉型障害児入所施設 7. 医療型障害児入所施設 8. 日中一時支援 9. 短期入所 10. 居宅介護 11. 重度訪問介護 12. 同行援護 13. 行動援護 14. 重度障害者等包括支援 15. 療養介護 16. 生活介護 17. 施設入所支援 18. 共同生活介護 19. 共同生活援助 20. 宿泊型自立訓練 21. 自立訓練(機能訓練) 22. 自立訓練(生活訓練) 23. 就労移行支援 24. 就労継続支援(A型) 25. 就労継続支援(B型) 26. 移動支援 27. 地域活動支援センター 28. 福祉ホーム 29. 介護保険の居宅介護支援 30. 地域包括支援センター 31. 在宅介護支援センター 32. その他 []

2. 貴事業者が活動する「通常の事業実施地域」の現状について

1) 通常の事業実施地域	1. 事業者を設置する単一市区町村 2. 複数市区町村 → ()市()区()町()村 / 人口()万()千人 → A. 障害保健福祉圏域と一致する B. 障害保健福祉圏域とは一致しない
2) 地域外の実施状況	通常の実施地域を越えて相談支援に対応するケースがありますか。 → 1. ない 2. ある [平成24年4月移行の実績 → ()名]
3) 対象者	上記、1) 通常の事業実施地域における、障害福祉サービスの支給決定者数。→ 対象総数 ()名 1. 障害児支援利用計画 → ()名 2. サービス等利用計画 → ()名
4) 作成状況	活動地域内で作成済みの計画数。→ 対象総数に対し()名 1. 障害児支援利用計画 → ()名 2. サービス等利用計画 → ()名
5) 相談体制	1. 対象地域における障害児相談支援体制 → 指定事業者()箇所、相談支援専門員()名

3. 貴事業者の相談支援の実施状況について

1) 開所時間	月 曜	1. 時間の定めあり → ()時()分 ~ ()時()分	2. 24時間開所	3. 休み
	火 曜	1. 時間の定めあり → ()時()分 ~ ()時()分	2. 24時間開所	3. 休み
	水 曜	1. 時間の定めあり → ()時()分 ~ ()時()分	2. 24時間開所	3. 休み
	木 曜	1. 時間の定めあり → ()時()分 ~ ()時()分	2. 24時間開所	3. 休み
	金 曜	1. 時間の定めあり → ()時()分 ~ ()時()分	2. 24時間開所	3. 休み
	土 曜	1. 時間の定めあり → ()時()分 ~ ()時()分	2. 24時間開所	3. 休み
	日 曜	1. 時間の定めあり → ()時()分 ~ ()時()分	2. 24時間開所	3. 休み
	祝祭日 その他	1. 時間の定めあり → ()時()分 ~ ()時()分	2. 24時間開所	3. 休み
2) 時間外の受付方法	1. 時間外の受付はしない 5. FAX受信 → [ア. 時間外の返信あり イ. 受信のみ]			
	2. 夜間対応職員を配置 6. メール受信 → [ア. 時間外の返信あり イ. 受信のみ]			
3) 計画の作成件数	3. 相談支援専門員の業務用携帯電話 7. その他 []			
	時間外受付に対応するもの	4. 相談支援専門員の私用携帯電話 []		
4) 支援担当者会議	◆平成24年4月以降のサービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成件数について			
	◆直近6か月(平成25年4月~9月末)の計画作成件数について			

4. 貴事業者の担当ケース数について

1) 継続的に相談に応じている件数	1. 18歳未満の児童 → ()名 2. 18歳以上 → ()名 ※計画作成に至らないが、相談に応じているケースも含む。
2) 平成25年4月-9月末の新規ケース	1. 18歳未満の児童 → ()名 →うち計画作成に至った件数 ()名 2. 18歳以上 → ()名 →うち計画作成に至った件数 ()名 ※ここでの新規ケースとは、継続的な支援が必要であり、事業者の支援台帳に登載したり、システム上に基本情報を登録し、相談を受理したケースを指す。

3) 職員体制 (平成25年10月1日現在)

番号	管理者に○	勤務形態 (1つに○)				1週間の労働時間	障害福祉分野で相談業務に従事した経験年数	者に○ 相談支援従事者研修修了	保有資格 〔下から選択して数字を記入〕	請求事務の担当者○ 事業報酬の担当者○
		1 常勤・専任	2 常勤・兼任	3 非常勤・専任	4 非常勤・兼任					
1		1	2	3	4	時間/週	年 月			
2		1	2	3	4	時間/週	年 月			
3		1	2	3	4	時間/週	年 月			
4		1	2	3	4	時間/週	年 月			
5		1	2	3	4	時間/週	年 月			
6		1	2	3	4	時間/週	年 月			
7		1	2	3	4	時間/週	年 月			
8		1	2	3	4	時間/週	年 月			
9		1	2	3	4	時間/週	年 月			
10		1	2	3	4	時間/週	年 月			

※職員が多く、この欄に書ききれない場合は、恐れ入りますがこのページをコピーしてご記入ください。

【保有資格一覧】

0. 資格なし	5. 作業療法士	10. 保育士	15. 介護支援専門員
1. 医師・歯科医師・薬剤師	6. 言語聴覚士	11. 児童指導員	16. その他
2. 保健師	7. 社会福祉士	12. 臨床心理士	
3. 看護師・准看護師	8. 精神保健福祉士	13. 教員免許	※その他の資格は記入欄に名称を記載のこと
4. 理学療法士	9. 介護福祉士	14. 社会福祉主事任用資格	

5. 事業の実施地域における相談支援の体制づくりについて (自由記述)

1) 現在の相談支援の制度化には、基幹型、委託事業者、指定事業者が存在します。貴事業者の地域におけるこれらの関係について、現状の協力体制・課題、また今後期待される役割分担などをお書き下さい。

障害児相談支援インタビュアーガイド

	相談支援専門員としての業務について		事業者の管理運営面について		地域の相談支援体制や児童期の支援体制の構築について（相談支援事業者以外を含む）
	基本相談	計画相談	運営面	人材育成・人材確保	
現 状					
特徴、大切にしていること					
指定障害児相談支援ができて、良くなった点					
課題と感じている点					

参考文献・引用文献

第4章 第2節

- 『障害児支援の見直しに関する検討会報告書』平成20年7月22日
- 『延岡市ライフステージ地域支援事業報告書』平成23年3月
- 平成19年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業『障害児等療育支援事業と関連させた障害児に対する相談支援事業の展開方法についての調査・研究』
- 『地域における相談支援体制整備のためのガイドライン』平成20年3月

第4章 第5節

- 厚生労働省『障害者ケアガイドライン』中央法規出版,平成14年3月31日
- 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会編集『三訂障害者相談支援従事者テキスト』中央法規出版,平成25年12月1日
- 日本相談支援専門員協会 <http://http://nsk09.org/>
- 埼玉県相談支援専門員協会 <http://www.muse.dti.ne.jp/ssa/>
- 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会,平成22年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業『相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方策のあり方検討事業』
- 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会,平成23年度障害者総合福祉推進事業『相談支援事業の業務評価指標策定とソフトウェア開発事業 調査研究報告書』
- 特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会,平成20年度障害者保健福祉推進事業『相談支援事業評価指標開発による自立支援協議会活性化 調査研究報告書』
- 特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会『埼玉県障害者相談支援人材育成ビジョン』平成24年
- 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク,平成22年度障害者総合福祉推進事業『障害者相談支援専門員現任研修の効果的な実施方法と研修マニュアル作成に関する調査研究』

